

令和6年12月9日

筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せ 新旧対照表

改正案	現行	備考
<u>令和5年12月8日</u>		(追加)
<u>改正令和6年〇月〇日改正</u>		(追加)
筑波大学新入生 <u>歓迎活動</u> に関する申合せ	筑波大学新入生 <u>歓迎期間</u> に関する申合せ	(変更)
<u>(新入生歓迎活動)</u>		
<u>第一条 以下に掲げる事項を新入生歓迎活動</u>		(新設)
<u>(以下、「新歓活動」という。)と定義する。</u>		
<u>一 自身の所属する団体又はその活動を新入生</u>		
<u>に紹介し、新たな構成員の勧誘を目的とした集</u>		
<u>会、掲示、広報その他の勧誘活動</u>		
<u>二 大学によって公的に認められた、新入生へ</u>		
<u>の支援活動</u>		
 (新入生歓迎期間)	 (新入生歓迎期間)	
第一条 <u>の二</u> 新入生歓迎期間（以下、「新歓期	第一条 新入生歓迎期間（以下、「新歓期間」	(変更)
間」という。）は、 <u>新入生への学内における歓</u>	という。）は、 <u>新入生への学内における学生の</u>	
<u>迎活動の活性化</u> 、新入生の勧誘を目的とした活	<u>活動紹介</u> 、新入生の勧誘を目的とした活動の円	
動の円滑化及びこれらを通じた新入生の学生生	滑化及びこれらを通じた新入生の学生生活の充	
活の充実化並びに新入生の安全の確保を目的と	実化並びに新入生の安全の確保を目的として、	
して、これを設置する。	これを設置する。	
 <u>2 新歓期間は、原則として、これを入学式の</u>		(新設)
<u>開催日から5月末日までとする。</u>		

(新歓期間の運営) 第二条 新歓期間では、新入生歓迎期間<u>運営</u>計画書に基づく事業を実施する。 (略) <u>第四条 削除</u> <u>第五条 削除</u> (新歓期間の対象団体) 第六条 <u>新歓期間の対象団体は、</u>筑波大学学生の活動に関する法人規程第<u>二</u>条に定める学生団体、学長決定等に定める学生組織その他学内で活動する大学から認定を受けた団体（以下、「学生団体等」という。）<u>とする。</u> (新入生歓迎委員会) 第七条 <u>新入生歓迎期間を円滑に運営するため、新入生歓迎委員会（以下、「新歓委」という。）を組織する。</u>	(新歓期間の運営) 第二条 新歓期間では、新入生歓迎期間<u>実行</u>計画書に基づく事業を実施する。 (略) (新歓期間の期間) 第四条 新歓期間は、原則としてこれを入学式の開催日から5月末日までとする。 (新歓活動) 第五条 自身の所属する団体又はその活動を新入生に紹介し、新たな構成員の勧誘を目的とした集会、掲示、広報などの活動全般を新歓活動という。 (新歓期間の対象団体) 第六条 筑波大学学生の活動に関する法人規程第<u>2</u>条に定める学生団体、学長決定等に定める学生組織その他<u>の</u>学内で活動する大学から認定を受けた団体（以下、「学生団体等」という。）<u>は、新歓活動にあたり新入生歓迎期間実行計画書の定めに従わなければならない。</u> (新入生歓迎委員会) 第七条 <u>三系は各5名以上、全代会は3名以上を新入生歓迎委員（以下、「新歓委員」という。）として選出し、新入生歓迎委員会（以下、「新歓委」という。）を組織する。</u>	(変更) (削除) (削除) (変更) (変更)
---	--	---

2 <u>新入生歓迎委員会の委員（以下、「新歓委員」という）は全学生から募集する。</u>	2 <u>新歓委員がその職務を全うできない場合、これを選出した団体は代理を選出する。</u>	(変更)
3 <u>原則として三系及び全代会から各5名以上を新歓委員として選出する。</u>	3 <u>新歓委員の任期は、原則として新歓期間の前年度11月1日から2年間とする。</u>	(変更)
(新歓委の役員) 第八条 新歓委に次の役員を置く。 一 委員長 1名 二 副委員長 2名	(新歓委の役員) 第八条 新歓委に次の役員<u>（以下、「三役」という）</u>を置く。 一 委員長 1名 二 副委員長 2名	(変更)
	2 <u>三役は、原則として三系より選出された委員から選出する。</u>	(削除)
(新歓委の活動) 第九条 新歓委は、新歓期間の事業の運営及び学生団体<u>等</u>の統括を行う。	(新歓委の任務) 第九条 新歓委は、新歓期間の事業の運営及び学生団体の統括を行う。	(変更)
(新入生歓迎祭) 第十条 新入生歓迎祭(以下、「新歓祭」という。)は、<u>入学式が挙行される日の翌日以降に、</u>新歓委がこれを開催する。	(新入生歓迎祭) 第十条 新入生歓迎祭(以下、「新歓祭」という。)は、<u>入学式が挙行される日の翌日以降における最初の土曜日に、</u>新歓委がこれを開催する。	(変更)
	2 <u>新歓祭の運営は、学園祭実行委員会がこれを行う。</u>	(削除)
(略)	(略)	

<u>(運営計画書及び予算)</u> 第十二条 <u>運営計画書及び予算は、すべての系別責任者会議及び全大会の合意を経て、課外活動連絡会において決定される。</u> (運営費) 第十三条 運営費は、三系からの抛出金、新歓祭に参加する学生団体等から集金したもの及び学内外からの支援金等を財源とする。 2 剰余金は、<u>これを</u>次年度へ繰り越す。 (報告及び資料提出の義務) 第十四条 新歓委は、<u>すべての系別責任者会議及び全大会、並びに課外活動連絡会</u>に対し、事業報告及び決算報告を行う。 2 <u>新歓委は、各系別責任者会議若しくは全大会、又は課外活動連絡会</u>から請求があった<u>とき</u>、然るべき報告及び資料提出を行う。 <u>第十五条 削除</u>	<u>(実行計画書案及び予算案の提出)</u> 第十二条 <u>新歓委は、新歓期間の前年度 2 月末日までに各系別責任者会議、課外活動団体会議及び全大会に実行計画書案及び予算案を提出する。</u> (運営費) 第十三条 運営費は、三系からの抛出金、新歓祭に参加する学生団体等から集金したもの及び学内外からの支援金等を財源とする。 2 剰余金は、次年度へ繰り越す。 (報告及び資料提出の義務) 第十四条 新歓委は、<u>各系別責任者会議、課外活動団体会議及び全大会</u>に対し、事業報告及び決算報告を行う。 2 <u>各系別責任者会議、課外活動団体会議、及び全大会</u>から請求があった場合、然るべき報告及び資料提出を行う。 <u>(新歓期間における他団体への妨害の禁止)</u> 第十五条 <u>学生団体等は、新歓委による新歓期間の運営及び他の学生団体等が行う新歓活動を妨げてはならない。</u>	(変更) (変更) (変更) (変更) (削除)
--	--	---

(三系所属団体の優先権) 第十六条 三系に属する課外活動団体は、新歓期間の活動において一般学生団体に対し優先権を行使することができる。 2 優先権を行使可能な事項は、新歓委がこれを定める。 3 優先権を行使可能な事項は、<u>これを</u>特設掲示板の利用などすべての学生団体等が公平に掲示・活動することが困難なものに限る。	(三系所属団体の優先権) 第十六条 三系に属する課外活動団体は、新歓期間の活動において一般学生団体に対し優先権を行使することができる。 2 優先権を行使可能な事項は、新歓委がこれを定める。 3 優先権を行使可能な事項は、特設掲示板の利用などすべての学生団体等が公平に掲示・活動することが困難なものに限る	(変更)
(<u>新入生歓迎活動規程</u>) 第十七条 <u>新入生歓迎活動における規制事項を明確化するために新入生歓迎活動規程(以下「新歓規程」という。)を定める。</u> 2 <u>すべての学生</u>は、<u>新歓規程</u>を遵守しなければならない。 3 <u>新歓規程は、全代会が学生を代表し、これを定める。</u> 4 <u>新歓規程を改正又は廃止する議案は、すべての系別責任者会議の合意を経て全代会に発議される。</u>	(<u>新歓規制の遵守</u>) 第十七条 <u>全代会は、新入生の安全の確保を目的として新歓規制を定め、発布する。</u> 2 <u>すべての学生団体等</u>は、<u>新歓規制</u>を遵守しなければならない。	(変更) (変更)
(違反の記録) 第十八条 新歓委は、<u>新歓規程及び新歓委が別に定める規則</u>に違反した学生団体等について記録する。 2 新歓委は、前項の定めにより記録した情報を大学、三系、全代会その他の機関に報告することが<u>できる</u>。	(違反の記録) 第十八条 新歓委は、<u>新歓規制</u>に違反した学生団体等について記録する。 2 新歓委は、前項の定めにより記録した情報を大学、三系、全代会その他の機関に報告することが<u>ある</u>。	(新設) (新設) (変更) (変更)

<u>(学類等代表者等の選出)</u> <u>第十八条の二 全代会とその下部組織は、新歓期間での活動とは別に、学長決定「筑波大学の学生組織等について」に基づき、各学類・専門学群・総合学域群より学類等代表者等の選出を行う。</u> <u>(宿舍入居支援)</u> <u>第十八条の三 全代会は、新歓期間での活動とは別に、新入生の宿舍入居日に宿舍入居支援を実施する。</u> (改廃) 第十九条 この<u>申合せ</u>の改正及び廃止は、<u>すべての系別責任者会議及び全代会の合意を経て、課外活動連絡会において決定される。</u>	(改廃) 第十九条 この<u>申し合わせ</u>の改正及び廃止は<u>課外活動団体会議、各系別責任者会議又は全代会において発議し、課外活動団体会議、各系別責任者会議及び全代会の承認を必要とする。</u>	(新設) (新設) (変更)
--	---	-------------------------------------